

児童手当などの 手続きをしましょう



問合せ



子育て給付課（市役所 4 階）

☎55-2738 ☎55-2953 📧kosodatekyufu@div.city.fuji.shizuoka.jp

	受給資格者など	請求者の所得制限など		手当の月額など	
児童手当	0 歳から18歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童を養育している人	所得制限はありません。 受給資格者が複数いる場合には、児童の生計を維持する程度が高い人（通常、所得の高い人）による申請となります。		《3 歳未満》 1 人目・2 人目 1 万5,000円 3 人目以降 3 万円 《3 歳以上18歳の年度末まで》 1 人目・2 人目 1 万円 3 人目以降 3 万円 ※受給資格者が監護（養育）している子どものうち、22歳到達後最初の 3 月 31 日までの子どもを上から順に数えます。	
児童扶養手当	次に該当する18歳以下の児童を監護している人 ①離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ②父または母が重度の障害の状態にある ③父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ※18歳以下とは、18歳到達後最初の 3 月 31 日まで。 ※①③については、事実上婚姻関係がある人は除く。	全部支給	(例) 扶養人数 2 人の場合の所得制限限度額	児童 1 人 4 万6,690円	2 人目以降 1 万1,030円
			145万円		
		一部支給	(例) 扶養人数 2 人の場合の所得制限限度額	児童 1 人 所得に応じて 1 万1,010円～ 4 万6,680円	2 人目以降 所得に応じて 5,520円～ 1 万1,020円
			284万円		
ひとり親家庭等医療費	次に該当する20歳未満の児童を扶養している人及び20歳未満の児童 ①離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ②父または母が重度の障害の状態にある ③父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ※①③については、事実上婚姻関係がある人は除く。	所得税が課せられていない世帯 ※所得税が課せられていても、扶養している児童の年齢・人数により、対象になる場合があります。		助成の範囲 保険診療分の医療費から、付加給付額及びそのほか補填された医療費を控除した額、食事療養標準負担額 ※保険診療の対象外のもの(個室使用料・健康診断料・容器代など)は助成対象外です。	
子ども医療費	対 象 年 齢	自 己 負 担 金			
		通院の場合		入院の場合	
	0 歳から18歳到達後最初の 3 月 31 日まで	1 回 500円 500円に満たない場合はその額。1 か月につき 4 回目まで自己負担とし、5 回目以降は自己負担金なし。 ※受給資格者と配偶者の合計所得額が所得制限額未満の場合、自己負担金を払戻し（詳しくは18ページ）。		なし (食事療養標準負担額を含む)	
	処方箋の交付により薬局へ行った場合、薬局での自己負担金はありません。				

※申請が済んでいる人は、手続きの必要はありません。詳しくは子育て給付課へ。

申請に必要なものなど、詳しくはこちら▶

